

第4回高知県立大学等永国寺図書館蔵書除却検証委員会議事録

(平成31年4月11日 一部改訂 (P25 補注を追記))

日 時 平成30年11月24日(土) 14:00~16:15

場 所 高知県立大学 永国寺キャンパス教育研究棟3階 役員会議室

出席者 高知県立大学等永国寺図書館蔵書除却検証委員会

加藤委員長、渡辺委員長代理、逸村委員、岩井委員、川田委員、佐々木委員
三澤委員

事務局

高知県立大学法人 中澤理事長

高知県立大学 野嶋学長、五百蔵副学長、山田総合情報センター長
清原地域教育研究センター長

岡村事務局長、浅野事務局次長、西岡図書情報部長
渡邊司書

1 開会

(司会)

ただいまより、第4回永国寺図書館蔵書除却検証委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましてはご多用中のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は進行を務めさせていただきます高知県立大学事務局次長の浅野です。よろしくお願いいたします。

なお、会議は全て公開で行い、この会議の様子は議事録作成のため録音させていただきます。議事録作成後はデータを廃棄いたしますので、ご了承いただけますようお願いいたします。

まず初めに、高知県立大学学長の野嶋よりご挨拶申し上げます。

(野嶋学長)

委員の皆様方、本日もご参加くださいますようお願い申し上げます。しかも、連休の真ん中で本当に申し訳ないと思い、恐縮しているところでございます。

本日は佐々木委員からも検証に関わるご意見をいただいておりますので、それに対する本学の考え方も資料として出させていただきます。佐々木委員、どうもありがとうございました。また、委員会の報告書案を提出していただいております。加藤委員長を始め、皆様方の努力としてエネルギーを使っていたことと思います。本当に感謝を申し上げます。

前回、説明させていただきました改革委員会のことでございますが、委員の皆様方から幾つかご指摘をいただきまして、それに基づいて2点ほど修正をさせていただきたいと思っております。

ます。

まずは、期間のことですけれども、改革というのはそんなに急にできることではなくて、一定の時間が必要であるのではないかというご意見をいただきました。そのご意見を受けて本当にそうだと私どもは思いましたので、取りあえずは平成 32 年、そしてその後も必要であれば継続をしていくことにいたしました。

さらに、今回のことも踏まえて、図書館は全国のネットワークの中で専門家の意見も取り入れて改革をしていくことが必要であるというご意見をいただきまして、特別委員という形で加わっていただくことにいたしました。組織といたしましては、学内の組織も教員だけではなくて、教員と事務職員とが一緒になってチームを組んで行っていくこと、さらに、特別委員といたしましては筑波大学図書情報メディア系教授、図書館運営の専門家である逸村裕教授、そして名古屋市立大学総合情報センター長で長年、公立大学図書協議会で重要な役割を担われておりました三澤哲也教授、そして高知県内のネットワーク形成を強化することが必要でございしますので、オーテピア高知県立図書館長の渡辺憲弘様をお願いをさせていただきました。

度々指摘をされております高知工科大学との関係でございますが、高知工科大学とは、現在は、両センター長（図書館長）、そして事務局が月に 1 回ほど合同で話し合いを持ち、共同運営体制を採っておりますので、ここを中心として改革を行っていきたいと考えているところで

す。

本日も皆様方からの貴重なご意見をいただき、改革に取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞご意見のほどよろしくご願ひいたします。

(司会)

それでは、ここからの議事進行は加藤委員長、よろしくご願ひいたします。

2 議事

(加藤委員長)

皆様、お集まりいただき、どうもありがとうございます。第 4 回の検証委員会となりました。予定では最後の委員会。「報告書(案)」の「案」を取れる議論を何とかまとめたいと考えておりますが、どうぞよろしくご願ひいたします。

前もって申し上げておきますけれども、今回扱います議事の性質上、少し時間が延長する可能性もございます。それから三澤先生はご都合がございまして、16 時までということになっておりますので、委員の方にお含みおきくださるようお願い申し上げます。

最初に、いろいろ資料の準備に手間取りまして、送付が非常に遅れましたことをお詫び申し上げます。なかなか十分にご検討いただく時間がとりづらかったらと思います。ぜひご了承いただきますようお願い申し上げます。

それから、今回は 4 回目ではございますけれども、前回の最後に佐々木委員から意見を述べたいという申し出がございました。閉会時間が迫っておりましたので、それを大学側にお伝えいただき、第 4 回で議論していただくという形にさせていただきました。実はその面を考えると、今回の前で 3.5 回ぐらいにわたります。ですから、そういう二重の性格を持った委員会に

なっていることをご了承ください。

それではまず、お手元の議事進行の資料にございますように、まず議事の2の(1)でございます。第3回の検証委員会の内容等々について、大学側からのご説明をいただきたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

(岡村事務局長)

事務局長の岡村です。よろしくお願いいたします。それでは、まず資料を説明する前に、前回の議事録の確認をさせていただきたいと思えます。委員の皆様には事前に議事録を送付させていただいておりますが、よろしかったでしょうか。よろしければ、第3回検証委員会の議事録として公開させていただきます。

それでは、資料の説明をさせていただきます。資料1ページになりますが、よろしくお願い致します。前回委員会における意見の概要を項目別にまとめております。まず、全体について、「今回の問題は『学生のための図書館』、『情報リテラシー教育の在り方』などを考えさせるいい事例。全国同じような問題を抱えているので、うまく活用させていただければと思う」といったこと、また、「永国寺キャンパスの整備方針、着工、運営までの計画の具体性が甘かったのではないか」、「大学図書館の業務は規程も含め、ルールや作業、その意図など県民の方々に伝わらない。そこが一番大きなところ。」、「早い段階でこれだけの本の除却の予定があるとホームページで情報を発信していたら、展開も違っていたのではないか」といったご意見やご指摘です。

また、再活用・焼却処分は、「再活用できなかった要因にあった時間や労力の制約は努力によって解決できたのではないか。言い訳のように聞こえる」、また、「以前から焼却し、それを踏襲していたというのであれば、少し慎重さを欠いていたのではないか」、「図書管理規程ができる平成24年4月までは、焼却が学内の規則に則っていたとは言えないのではないか」といったご意見、ご指摘がありました。

意思決定については、前回佐々木委員から幾つかのご質問がございました。ここについては、別途佐々木委員からまとめてご質問をいただいておりますので、また後ほど説明をさせていただきます。次のページをお願いいたします。

前回、今後に向けて改革委員会や再活用案を説明させていただきましたが、このことについても多くのご意見をいただきました。まず、改革委員会については、「今後の図書館の管理運営体制をどうしていくかということも改革委員会の重要な使命」、「大学図書館は学生にとって教育や研究の道標となるような本を入れてもらいたいし、古い本でも大事な本は残してほしい」といったご意見、ご指摘がありました。

改革委員会のミッションについては、「中身を肉付けしていくことが大事であり、注目していきたい。また、改革後の点検評価も重要」であると、それから、「ミッションを達成するには、ワーキンググループの立ち上げなど具体的な方策をどうするのか、そのための情報収集が必要。また、ミッションを実行していくには人や予算が問題。スペースの確保を努力目標にすることも必要。そういう点を詰めておかないと実効ある成果が得られない」といったご意見、ご指摘がありました。

さらに、「構成メンバーについて人選が大事。情報収集や視察、専門家の意見を伺うほか、図書館や情報センターの在り方を勉強することが必要である」、「方向性には短期的な考え方、長期的な考え方があり、先生の負担も増える。取りあえず5か月の間に何ができるのか早急に考えていただきたい」、「幅広い情報を得るためにも、専門家から助言をいただく委員会で行わなければならない」などのご意見がありました。

また、再活用（案）について、『『域学共生』という理念の下、除籍図書のリストをダイレクトに公立図書館にではなく、県図書館協会を通して投げ掛け広げていくという提案は有効」、「県内の公立図書館、小中高等学校図書館などとの連携のフレームワークを取り入れているところは全国でもまだ多くない。本を引き取れないなど必ずしもうまくいかないで、日頃からの連携が必要。ネットワーク化ができればモデルとなる」というご意見もいただいています。

次のページに続きますが、「大学が今回の除却を招いた要因が不適切であり、今後改善していくということが前提で除籍後の活用を議論できていくものである」といったこと、また、「県図書館振興計画の一環として、振興計画と合わせて動いていくという視線も大事」、「再活用については、海外での活用もあるし、工科大で活用すれば東の知の拠点にもなる」といったご意見もいただきました。

それから、「除籍図書活用のためのネットワーク化はきれいな形だが、現実にやっぴいこうとするといろいろな課題があり、議論が必要」、「資料の有効活用はいろいろなところでやっているが、手間と送料の問題があり、何が有効であるかということも考えていく必要がある」、また、「ネットワーク化は総論賛成だが、各論になれば押し付け合うことが現実には出てくる。図書館協会との情報交換を密にすれば、物事が動き出すのではないか」、「除籍した図書は仕分けが必要であり、もう一つステップを追加したら良い」といった沢山のご指導、ご助言をいただきました。

また、今回は、この検証、また検証委員会についてご意見もいただきまして、「検証は、感覚的、抽象的であってはいけない。規程の内容がどうであるか、規程に則っているのであれば、なぜこういったことが起こったのか、規程の見直しも必要になる。亡失図書についても、どのような調査をどこまで報告していたのかということまでを検証しなければ除却に関する検証にはならず、適切であるとの判断も下せない。そこを追求しなければ問題の所在や責任、改善すべきことが明らかにならない」、また、「検証委員会の役割は、一つが今回の問題の検証、二つ目に『今後どうしていくか』、その柱が『図書館改革』ということである」といったご意見をいただきました。

続いて、資料の2は学長から説明します。

(野嶋学長)

それでは、資料2を説明させていただきます。これは、今までいろいろな形でご報告してきたことを最終に報告させていただくものです。

除籍図書の状況ということですが、重複図書は18,773冊、そして重複図書ですので、これらの同一名称あるいは内容の図書に関しましては本学の図書館に所蔵しております。また、この中で教員・学生が再活用したものが2,377冊、焼却したものが16,396冊です。重複してい

ない図書として6,659冊ございました。その中でも、版違い・同一内容の図書を本学で所蔵しているものが1,826冊。オーテピア高知図書館で所蔵しているものが1,577冊。高知大学、高知工科大学等で県内の図書館で所蔵しているものが1,063冊です。県内の図書館には所蔵していないものとして、2,193冊ございました。このことに関しましては、既に第1回の委員会で報告させていただいております。そして、これらの重複していない図書の中で教員・学生が再活用したものが803冊で、焼却したものが5,856冊です。県内の図書館で所蔵していない2,193冊に関しましては、第1回検証委員会で報告させていただきました。2,193冊の中で270冊が本学において教員・学生が再活用しております。焼却した書籍の多数は、コンピュータやソフトウェアの解説本、資格試験や留学ガイドブック、大学や研究所などからの報告書・白書など、そして古くなった辞書類などでございました。

以上、全体状況についてのご報告をさせていただきました。

(加藤委員長)

よろしいでしょうか。それではただいまのご説明とご報告に関して委員の皆様方、ご意見が
おありでしたらお願いいたします。

では、岩井委員、お願いいたします。

(岩井委員)

岩井です。よろしくお願いいたします。

まず、この検証委員会に先立ちまして、大学側、事務局側、ご多用のところにもかかわらず
こういった判断材料を我々にご提供くださいましたことに御礼申し上げます。私も地元に帰れば事務局として仕事をするものも多いものですから、今日が最後になるかどうか分からないですが、見習うところは見習ってまた本市のために活かしたいと思います。

1点、質問でもあり提案にもなると思いますが、よろしいでしょうか。今、資料2で野嶋学
長からお話があった除籍図書の状況について、私は第2回検証委員会で除籍した図書について
「概ね妥当」ということを申し上げました。今振り返ると、高知新聞でピックアップされたもの
と、そして第1回検証委員会で重複していない図書のうち県内になかったもの、2,000冊ほどの
リストを拝見したのですが、全体の38,000冊というのは、中身を見ている訳ではないで
す。ここで提案なのですが、全部のリストのデジタルデータはあると思いますので、ウェブサ
イトに公開というのは可能でしょうか。もうここまで来れば、公表しても何ら問題ないかと思
います。お願いできますでしょうか。

(岡村事務局長)

はい。公開資料にいたします。

(岩井委員)

全部となると、もう本当に両手で抱え切れないぐらいの量になる。紙資料までというつもり
はないのですが、掲載さえしていただければ、また関心を持って見ていただける方も多いので

はないかと思えます。よろしくお願ひします。

(佐々木委員)

少し関連します。

(加藤委員長)

どうぞ佐々木委員。

(佐々木委員)

除籍して焼却をした図書なのですけれども、現在のところまだ全てを拝見していない状態ですが、今はまだそれを拝見していない段階でこの除籍が適切であったということ、検証委員の一人として判断することが適当であるかどうかということをお願ひするときに、その辺りのことをぜひお願ひしたいです、

それからもう1点。資料2の「教員・学生再活用状況」ですが、これは除籍なり焼却なりするときに財務施設部へ承認申請をされていると思うのですけれども、三つの処分方法、廃棄、売却、譲渡の中で、この申請書には、「譲渡」というように処分欄にマークをして回付されていたものなのかどうか。と申しますのも、1回目では確か「9月21日現在」ということで、冊数が表示されていたと思うのですが、もし最初から譲渡ということで財務施設部に申請がされていたのであれば、すぐに数字の把握ができたのではないかとこのところから、そういう疑問を持つようになりました。ですから、「廃棄」であったけれども、後から活用していただくようになったから、このように「活用」になっているのかと少し疑問に思いましたので、このような発言をさせていただき次第です。

(加藤委員長)

では、お願ひいたします。

(岡村事務局長)

この「教員・学生再活用状況」の本は、除籍決定された後、資産処理で財務に回すときには全て廃棄となっていたものです。廃棄として焼却処分をする前に、図書館から抜き取りある場所へ置いていたのですが、その中から先生が自由に自分の研究室や学生研究室に引き取った本を数えたものが、合わせて2,377冊と803冊の3,180冊ということです。ですから、処分としては、全て廃棄処分をされているものです。

(佐々木委員)

すみません、少し蒸し返すようで恐縮ですが、そのときに学生にも同じような機会をなぜ与えなかったのかと思えます。と申しますのも、この図書のそもそもの購入の原資は授業料であるとか、県からの補助金等によって購入されたものですから、同じ機会を与えていただくことによって、現在、貸与型の奨学金の利用をしながらやっておられる学生さんにとっても非常に

良かったのではないかと思います。

(加藤委員長)

大学側、いかがでしょう。

(山田総合情報センター長)

ご指摘いただき、ありがとうございます。再活用についてはこれまでも説明してきましたとおり、そのような機会を作ることができず、結果的に、学内で、かつ、教員が活用するという機会しか作ることができなかったということです。それらについては、少なくとも学生研究室にも置いておりますので、実際に活用できるかどうかという話では、学生もそれを今活用している状況ではあります。

(加藤委員長)

よろしいですか。

前段の全削除図書の検証ということに関しては、多分こういう判断が成り立つだろうと思います。つまり、削除されたものは全部リストに挙がっている訳ですね。ですから、そういうものを3万点もし検証とか、見るとなると極めて時間の掛かることですし、そういう資料を我々はいたっています。6,659冊でしたか、県内にない図書のリストに落ちたのではないかと私は判断しています。時間の制限とか、委員の負担その他を考えると、確かに原理原則としては佐々木委員のおっしゃることももっともだとは思いますが、現実的な問題として、それが果たして有効かどうかとなりますと、必ずしもそうとは判断をしかねる次第でございます。

それから、後半に関しては、山田総合情報センター長と同じように、今まで判断に問題があったということは既に大学側としてお認めになり、今後の改革の際に大いに考慮をするということをお明言されていますので、それ以上の検証というのは少し難しいと私としては判断をいたしております。

その他、ご質問等はございますでしょうか。

はい。それでは、その次の話題に移ります。佐々木委員から追加のご質問がございましたので、それについての大学側の回答をお願いいたします。

(岡村事務局長)

それでは、「追加の意見と質問に対する回答」という資料で説明をさせていただきます。これは、佐々木委員から事前に追加の意見と質問をいただきまして、回答については事前に委員の皆様にもお送りさせていただきました。時間の関係もありますので、幾つか補足的な部分も含めて説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、2ページをお願いします。まず、⑤では、「約1万冊が工科大学に移管可能であるのにかかわらず、移管を行わずに焼却した図書は、全て所蔵に値しない図書だ」という判断に基づくものか。それとも所蔵に値するけれども焼却をしたのか。また、『高知県ゆかりの図書』と

思われるものに一般資料という判断が下され、内容を吟味していないと思われるものや、ゆかりという意味合いを見直していただきたいものがある。」といったご質問です。また、⑥では「除籍図書の選定は、一般資料というような判断基準に基づいて行ったのか。また、この一般資料などの内容は焼却の前後いずれの時期にしたのか。さらにどのような方法で判定をしたのか。判断に自信が持てない図書についてはどのように扱ったのか」といったご質問です。

回答ですが、書籍の価値は多様な視点から考えることができ、各図書館の役割、設置目的によっても異なり得るものであり、今回の場合、大学図書館運営上必要な蔵書整理において蔵書から除籍してもよいかという視点で全教員が複数回チェックを行い、判断したものでございます。回答には書いていませんが、判断に自信が持てないものは、司書は選書をしておりません。また、全教員がチェックしたときに、一人でも保存するとされたものは、除却リストには残しておりません。また、第1回検証委員会で参考資料に記載した「一般的な資料」というのは、本学の図書館が分類した「郷土資料」ということに対して使用したものであり、本学の図書館の判断では郷土資料に当たらないという意味で「一般的な資料」と記述しております。

なお、この一般的な資料ということは、今回の検証委員会の説明用に記載したものでありまして、これを判断基準には全く使用しておりません。

次に、3ページをお願いします。⑨で「工科大に移管を行っておれば、除籍本を選定した5年の検討期間が短縮され、少なくとも約1万冊に上る図書の除籍、焼却が回避できただけでなく、工科大の学生の教養をより高め得る機会を創出していたのではないか」、また、⑩では「(法人)統合前であっても、蔵書収納スペースの問題に気付いた早い段階で、学長から工科大学長に相談を持ち掛けるなどの弾力的な発想はできなかったのか。また、収納スペースの問題を学長に伝えたのはいつか。助言などはあったのか」といったご質問です。

工科大に対しては、除籍することの報告は行っておりますが、移管等の依頼は行っておりません。法人統合とはいえ、それぞれ独立した大学であり、県立大学で保存の必要がないとして除籍した図書を引き取ってもらうことに対しての遠慮がありまして、このときは弾力的な発想はできなかったということです。

なお、学長への報告についての時期、助言の有無についてですが、これまでも説明していますように平成28年2月の幹事会で新図書館の収蔵可能冊数などを示し、資料の共有等を図っていますが、このときは状況報告にとどまっていたということです。

次に、5ページの⑱をお願いいたします。「財務部署から有償譲渡を疑問視されたとき、なぜ反論しなかったのか、一般とは異なる会計処理上の制約があるのか」といったご質問です。

平成23年の法人化前は、県直営の大学であり、以前から図書に限らず大学や県の資産を勝手に売却してはいけないといった認識が共有されておりました。ご指摘のように、処分の方法としては細則上も「贈与」や「売却」があり、また会計処理上も問題はない訳ですが、当時は上記の誤った認識が当然のものとして受け入れられていたということです。

続いて6ページの㉔をお願いします。今回の焼却処分では除却方法の検討、除籍の決定、焼却の実行のそれぞれについて、具体的に、どの部署で、どの規則・条項を適用しているのかというご質問です。

まず、除却方法の検討については、これは総合情報センター運営委員会が運営委員会細則第

2条に基づき行っております。第1回検証委員会でも、この細則第2条には「除却」、「除籍」の文字がないのご指摘がありまして、特別な意味があったのではないかというようなご意見もいただいておりますが、図書管理細則で定義されている図書の除却は、図書情報システムに登録された図書の処分、登録抹消であり、この検討自体は、正に総合情報センターの運営に関することですので、総合情報センター運営委員会の所管事項になります。

次の除籍の決定については、図書管理責任者である総合情報センター長が図書管理細則第16条第2項に基づき行ったということになります。この細則に書かれているのは除籍の決定でなく、除籍図書の処分であり、そういうところのご指摘かと思えます。以前の旧内規では、第3条に除籍図書の決定という見出しがあり、そこでは「除籍は高知女子大学図書館運営委員会の議を経て、図書館長が決裁する」と規定されていますが、現図書管理細則にはそういった規定がありません。ただ、現細則第15条では、図書管理責任者は図書が次の各号のいずれかに該当するときは、当該図書を除却することはできると規定されていますし、第16条に規定される処分は除籍図書の決定がなされてないとできませんので、除籍の決定も総合情報センター長が行ったということになります。

最後に焼却の実行については、これは財務施設部が会計規程及び固定資産等管理規程に基づく固定資産の処分ということで、固定資産台帳の登録（処分）と除却の会計処理、固定資産の帳簿価額を資産勘定から控除を行い、かつ、図書管理細則第16条第2項に基づく図書情報システム上の処分が終了すれば廃棄となります。

なお、地方独立行政法人会計基準では、図書は個々により使用の実態が大きく異なること及び比較的少額かつ大量にあることから、使用期間中における減価償却は行わず、図書を除却する際に費用と認識することとされており、この時点で資産上処分され、会計上価額控除されることとなります。

また、廃棄方法を定める規程等はありませんので、大学では通常のごみとして出す、回収業者に引き取ってもらう、焼却場に持ち込むなどを行っておりますが、今回は焼却をしております。ただし、ご指摘にありましたように、この規程や細則等については除籍の決定や処分の方法などを具体的に規定していくことも必要ということで、現在検討を行っている改革委員会において、こういった規程等の見直しを検討していくこととしております。

最後に7ページの㊸をお願いします。「細則内での不備の多さとしては、かなりのレアケースであろうと思われる。当該細則の制定・改定を見る限りにおいては、教育研究審議会の体質や責任者の真剣さに関わる問題なのではなからうか」とのご質問です。

現在の図書管理細則等は、他大学を参考にしており、処分の方法などをより具体的に規定する必要があるということはあったかもしれませんが、そうしたことで、教育研究審議会の体質や責任者の真剣さに問題があったとは考えておりません。本学では、法人化以降、ガバナンス強化など様々な大学改革に取り組んでおりますが、今回問題となった会議の在り方や意思決定の在り方など、大学全体として見直し・改善を進めていきたいと考えております。

主なものだけではございますが、説明は以上となります。

(加藤委員長)

どういたしましょう。佐々木委員いかがでしょうか、今の回答に関して。

(佐々木委員)

この約1万冊が工科大に移管可能であるにもかかわらずという、最初のところですがけれども、この除却、あるいは除籍ですね、除籍は登録から外すということで、除却は登録から外し、かつ、処分することです。その処分というのは、三つの方法がある訳です。全教員に配付をされまして、十分時間を掛けて検討されている訳なのですが、細則の基準に則っていたのかどうかということです。この細則第15条は、正確には除籍の基準のことだと思っておりますけれども、そこに次のような場合には除籍をすることができるということで、第1号から第5号まであります。規則に則っていたということであれば、これのそれぞれの図書がどの項目に該当したので、その除籍の対象になったということが必要ではないかと思う次第です。これが1点目です。

それから、先ほど委員長から除却したリストについて、我々は頂いている旨のご発言もございましたけれども、この中にもロシア語ですか、少し分からないものも実はあるのかということかと思えます。これはよろしいです。

それから、総合情報センター運営委員会における審議の中で、「永国寺図書館の整理に関する基本的な考え方」の提案がどのように扱われたかということですが、ご回答の中では、提案された可否など意思決定は明確に行われていないとあります。こういうところが、なぜ適切にできていないのかという、その理由に関わってくる重要な点ではないかと思えます。

それと、ご回答の中で、会議のマネジメントや運営の在り方、意思決定に問題があり改革が必要と考えているということですが、マネジメントが必要なのは会議だけではなくて、いろいろな細則を決める中で、前の条項で定めた定義と後ろの条項で記載されていることが少なくとも2か所で異なっております。この細則を決めるに当たって、定義が非常に大事な訳ですが、その点に不備があるということが、教育研究審議会で真剣にいろいろな検討ができていくかどうか、言葉上の問題だけではなくて、いろいろなことに気を付けていただかないといけないけれども、そういう規則の制定を審議・決定する組織や体制が不十分であるということは、大学全体のマネジメントが不十分であった可能性があると思えます。

したがって、非常にこの大事な局面では、これだけ沢山の図書の計画的な除籍ができてなかったために、こういうことになったときにサポート体制が敷かれていたかどうか、人員の投入といったことを適切に可能な限りにおいてできていたかどうかという疑問です。

それから、この焼却処分についてですが、いろいろな有効活用の提案がある中で、清掃工場への予約といいますか、申込みをされたのがいつであったか。いろいろな提案があるにもかかわらず、それを検討しない状態のときに既に清掃工場に焼却の契約なり、申込みをしていたのではないかということからも、姿勢がうかがわれるのではないかということと、それから、この焼却工場への申込みは、総合情報センター長が独断でされたのか、上席の方とご相談になり、共有された上でされたのかということですね。

それから、5ページの「高知女子大学の内規第5条で焼却のよりどころとすること」という

項目です。高知女子大学が焼却をこれまで行ってきた訳ですが、焼却した図書は、例えばパソコンで10年前のものであるとかいったものに限られていたのではないかと思います。焼却を高知女子大学がしたけれども、実際に重要な図書というのは残っている訳です。ですから、以前の焼却というのは、やはりいろいろ考えた上で残すものは残した上で、焼却をしてきたのではないかと思います。

それから、規程に関するところですが、この規程に関しては「理事会の承認」を得ておられるという箇所があったかと思うのですけれども、この細則が当初規程であったときに理事会で承認されたと思います。その後で規程の状態で改定が行われている訳ですが、これは理事会に諮られて改定されたのかどうか。それと細則になってから、いろんな改定というのは理事会に承認を求めているかどうか。つまり、同じ内容であるにもかかわらず規程が細則に変わったために、内容的に同じ大事なものも承認を得ずに改定を3回くらいですか、しておられたのではないかという中で、いろいろな管理ということがよろしかったかどうかということをおもいました。

以上にさせていただきますでしょうか。

(加藤委員長)

大学側、いかがいたしましょう。どなたか回答がある方。

(岡村事務局長)

まず、最初の除却の決定のところ、除却の基準がどの基準に該当するのかというところですが、今の管理細則第15条に除却の基準がそれぞれ第1号から第5号まであります。基本的には第4号の「保存の必要がないと認められた図書」、第5号の「その他、図書管理責任者が除却を適当と認めた図書」、中には第1号の「破損が甚だしく補修不能な図書」といったものもあります。基本的に第1号、第4号、第5号ということになるかと思います。これらは、全て図書管理責任者が除却することができるとなっています。ただ、第1号の場合は、破損があるので分かるのですが、例えば第4号と第5号について、これをどう判断するかということを経合情報センター運営委員会で議論をされ、それぞれフローにもなっていたものです。フローになるもとの除却候補リストを出すことが、七つの項目、上下本とかシリーズ本でそろっていないものであるとか、同一内容のものがあるとか、そういったもので、そういった基準を経合情報センター運営委員会で具体的にどうするか決めていき、最終的にフローになったということです。

次に、会議のマネジメントのところ、理事会、経営審議会の部分をご指摘いただきました。もともと細則については、ご指摘のように除却と除籍の定義がきちんとなかったということもありますし、それぞれに見ていけば前後で齟齬があるところもあろうかとは思いますが、ただ、規程制定時には他大学を参考にと書いていますように、他県でほぼ同じような図書管理細則というのがあり、それを基に作っております。本来であれば、そこで事務局がきちんとチェックしていかないといけないし、それを審議した教育研究審議会であるとか、理事会の場でもチェックをしないといけないというところはあったかと思えます。そういった部分では、十分な検

討が必要であったということはあろうかと思えます。この部分は反省することとして、また今後大学におけるそういった委員会等に付議する場合においては、付議する前にも十分チェックをしていくことが必要ですし、その付議された委員会においてもしっかりチェックしていくよう改善していきたいと考えています。

また、除籍決定後の処分の方法については、ご説明しましたように、規定等はありません。どのように廃棄するかというのは、いろいろなケースがあるのですが、図書の処分について、焼却場へ持っていくということについては、これまでの処分方法を踏襲しており、事務の方で決定し、処分しております。

さらに、焼却場へ予約をした時期に、有効活用の提案についての検討がされていたのかどうかということですが、順次焼却を行うようになって以降では、平成 27 年 11 月に工科大学へ移管したらどうかという提案が 1 点だけありました。ただ、その提案についても、ご説明したように工科大への遠慮等があって実施できなかったというようなところがありまして、最終的には焼却になっていったということです。

それから、旧の内規の第 5 条で、高知女子大学の当時の焼却についての話がありました。そちらについては、かなり昔の話になろうかと思うのですが、やはり以前からこのただし書の部分で焼却はされていたと考えております。

最後に、図書管理規程が承認されたときは理事会で審議されていたということだが、その後の改定や細則への改定はどうかということですが、一部改定や細則の制定・改定は、理事会ではなくて教育研究審議会で審議がされております。

以上です。

(加藤委員長)

佐々木委員、いかがでしょうか。

(佐々木委員)

長くなって申し訳ないですが、処分の方法を他の機関の承認もないまま総合情報センター長に全てが任されているということについては、他のいろいろな大学等の規程等を見ましても、どこかの「承認を経て」とかいう形で最終処理をされるようになっておりまして、現在の細則は今後、改善の余地があるのではないかと思います。今回もこれだけの大きい問題が起きた背景というのが、この権限の問題も大きく影響しているのではないかと思います。

それから、これは見解が分かれるところではあるとは思いますが、総合情報センター規程の中に除却という文字も除籍という文字もないということは、この質問の中で述べさせていただいていますように、非常に重要な点ではないかと思います。それで、女子大学当時の内規にも図書館長が決めることができるのは除籍までにとどまっているということを以前申し上げました。そのことと、この運営規程にそういう文字がないというのは単なる「文字落ち」とは言えないのではないかと思います。と申しますのも、ここに書かせていただいたかと思うのですが、公立大学法人の重要な資産な訳で、この原資は補助金と授業料ですから、これを総合情報センター運営委員会に全て任せていいかどうかということですが、少しチェックと申しま

すか、それが欠けているということで、この運営委員会の所管事項になるとは言い難いのではないかというのは、これは意見が分かれるところかと思えます。したがって、この除籍の前提となる事柄は成立しないのではないかと思えます。

(野嶋学長)

佐々木委員、どうもありがとうございます。

佐々木委員からご指摘されていることに関しまして、私どもも、非常に問題意識は持っております。大学のマネジメントというのは、もちろん規程があつてそれに基づいて私たちがマネジメントする訳ですから、規程、細則等はマネジメントの問題である、マネジメントを改善していくということは、すなわち規程、細則、そして更にそれを具体化したガイドラインに落とししていくという作業にかかっていると思っております。ご指摘していただいていることは踏まえまして、私たちといたしましては、図書館改革委員会で組織の規程も変え、そして組織も変えつつ、新たに改革をしていきたいと思っております。規程が細則に変わったり、それは大きくは法人統合の中でのことであつたりいたしました。それも、もう一度きちんと見直すことが必要であると現時点では考えているところでございます。女子大時代には、ほとんど50年史の中でもそのようなのですけれども、前学長、前々学長、まだ前の学長なのですが、図書のことに関しましては除籍ができていない、重複図書の除籍を考えていけないといけない、図書館が図書館としての機能を果たしていないということをおっしゃっておりまして、その当時からも、やはり除籍に関しては課題を抱えていたと思えます。女子大時代から除籍をしていたというよりは、除籍が余りできていなかったということが現実だと思えます。今回の除籍に関しましても、いろいろなことを規程上考えながら保存の必要のないと認められた図書を具体的に分類別に調査して、それに基づいて除籍をした訳ですので、保存が必要な図書、そして教育・研究に必要な図書というのは基本的に女子大時代もそうですけれども、今回も残していくということを大前提で行っていると考えております。

(加藤委員長)

佐々木委員、よろしいでしょうか、それで。

(佐々木委員)

はい。

もう1点だけです。(3)の「委員会における審議」の⑬と⑭です。これに関連して、この「永国寺図書館の整理に関する基本的な考え方」、これは、高知新聞の連載の記事にもあったと思うのですけれども、これの主要な点と申しますか、内容です。この提案に限らずいろいろな提案が結果的に審議されなかったようですが、これについては確か資料は用意されたと、この連載『灰まで焼け』の中に書かれていたと思えます。他のものは残っていないかもしれないのですが、これは文書のようなので、この内容をすみませんが、教えていただきたいと思えます。この内容によっては、これほど大切な提案が結果的に正面から取り扱われなかったために、こういうことになったという一つの検証上の大切なポイントになるのではないかと、ご質問させ

ていただく次第です。

(加藤委員長)

では、大学側としてのご返答は。

(山田総合情報センター長)

よろしいですか。

この議論の内容については、当然そのときの議事録はあるのですが、十分に記載されておりませんので、最終的に、そこでは除却することに了解という全体的な意見でまとまっています。その中の提案として、結果的には先ほども触れましたけれども、学内での再利用ということは実現しているのですが、それ以外の議論については、残念ながら議事録に載っておりません。

(加藤委員長)

熱心なご議論をいただいた訳ですが、私はこの件に関しましては、特に除却の問題に関しましては、規則というものをどう考えるかということもあるでしょうけれども、除却とはそもそも何のためだろうかということから考えたほうがすっきりするだろうとずっと考えておりました。これは要するに、報告書の「はじめに」というところに述べておきましたけれども、全ては図書館のコレクションを大学の目的に沿って最適化するという観点から捉えるべきだろうと思います。確かに規則は重要ですが、規則のために図書館の活動が制限を受けるということは、やはり本末転倒であろうと思います。その辺りの判断が大学の見識、良識であろうと判断しております。

そのようなことをベースにして、「はじめに」は書き始めた訳ですが、やはりその点で考えますと、規則も大事ですけれども、規則の今後の整備が必要であるということは既にここで了解された事柄でございます。あくまで図書館とはどういうものか、大学にとってどういうものかということから考えるべきだろうと思います。別にこれはルールを無視していいということではございません。先に申し上げましたが、大学側が不要と認めたものというときに、その根拠となる選書の規程が非常に弱いといえますか、検討の余地が多々あるという形でここでの了解を得られたと解釈しております。

それから、意思決定の問題に関しましては、これも「はじめに」のところに書いておきましたけれども、一委員会で作成され、ここです承されたものが教授会等々で全学の上承を受けた訳です。ですから、形式論かもしれませんが、責任は大学全体として負うべきであろうというのが、私の見解でございます。これは、佐々木委員とは意見が分かれることは百も承知しておりますけれども。そうしないと、これは余りにも図書館の重要性、それから図書館の業務の多様性、そして実際に職務をしておられる方々の負担というものを軽視した形になると思います。これに関しては、本当の意味での大学のポリシー、それから見識、良識が示されてしかなるべきだろうと考えております。規則上の問題はあるにせよ、一委員会の決定という形での取り上げ方は、私としては好ましくないと考えざるを得ません。佐々木委員の反論は、もちろん歓迎いたします。

以上でございます。

その他の方、ご意見がありましたら承っておきますが、いかがでしょうか。
どうぞ。

(岩井委員)

失礼いたします。特にお答えを求めるものではないのですが、今、聞いていて一つ確信に変わったことがあります。規則の話になりましたので、申し上げたいのですが、佐々木委員からのご質問に対する回答書の6ページの「かつ運営委員会細則第16条第2項に基づく」のところで、「図書情報システム上の処分が終了すれば廃棄となる」とあります。言葉のあやかかもしれませんが、規則があるにもかかわらず、ここで廃棄すると決めてしまっている訳ですね。廃棄以外に譲渡もあれば、売却もあるにもかかわらず、ここで選択肢が一つになっていると思います。

岡村事務局長からは、過去女子大時代から焼却していたというお言葉があったのですが、ということは規則そのものの運用が間違っていた。そして、規則そのものも間違っていたと私は捉えております。ですから、このような問題につながったのではないかと考えています。廃棄とか譲渡とか売却というのは単に入れ忘れなのかもしれませんが、ここで廃棄と決めてしまっている訳ですね。廃棄の中に一般ごみに出すものもあれば、焼くものもあるという、それは一つの手段、方法ですね。方法ですけれども、除却の後に廃棄とあるので、選択肢が一つしかないという大学側は考えていて、今に至ったのではないかとこの確信が変わっています。

(岡村事務局長)

ここで廃棄というのは、今回の焼却の場合を書いております。当然、財務施設部へ処分通知を出すときには、譲渡、売却、廃棄という項目があり、譲渡になる場合もありますし、売却になる場合もあります。これは、今回のケースを書いていたので廃棄としているだけで、当然先ほど言った売却とか譲渡もあります。

(加藤委員長)

岩井委員、よろしいでしょうか。

(岩井委員)

1点申し上げたいのは、度々出てくる高知女子大学の取扱内規、平成12年の第5条が重要かと思うのですが、移管、譲渡、焼却で、理由が第1号、第2号の場合に該当するときに焼却で、移管、譲渡が基本的な考え方かと思しますので、先ほど加藤委員長もおっしゃったように、規程そのものが不十分ということと、不十分な規程を誤って運用していたということが大きな理由であると思います。この後、報告書案の作成に取り掛かると思うのですが、そこで確実に盛り込む必要があるかと感じてます。

(加藤委員長)

先走るようですが、私は、この点に関しては盛り込んでおいたつもりです。考え方としては、

今後いろいろな規程、若しくは規程、細則等の相互関係等はきちんと見直さなければいけないけれども、今回の一連の過程が根拠を持たないというような問題があるとは考えておりません。ただ、最後の処分に至っては、委員、それから関係者、それから県民の皆様の納得のいく結果ではなかろうという視点に今立っておりますので、また次の議題のときにお話しすることいたします。

その他、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

佐々木委員、よろしいでしょうか。

それでは、第3の今回の一番メインの議題になります。報告書案についてでございます。その前に、実は資料作成に非常に手間取りまして、皆様のお手元に送付できたのが一昨日の夕方となり、そのときに送付申し上げました報告書案のバージョンが一つ前のものになっておりまして、若干の資料の修正・訂正がございます。資料の扱いに関して大学側の事務局にお願いしておりますので、事務局長から数点、内容に特に変更がある訳ではございませんけれども、若干の遺漏があることを説明していただきますので、よろしくご了承ください。

(岡村事務局長)

誤って古いバージョンを送付し、申し訳ございません、事前に送付させていただいた報告書案と、今回、若干、修正すると指示されていたことを説明させていただきます。

4ページをお願いします。4ページの上のほうに今回の除却の経緯がありますが、その経緯の後のところが事前に送らせていただいた文章と異なっています。内容的には同じなのですが、少し意味が通じなかった部分がありましたので、ここは修正されています。本日の資料2の部分と同じになっております。

次に11ページの下、検証委員会の見解の①ですが、ここは、内規第5条に関するところでして、4の除籍図書の処分から再活用に移っております。

次に13ページの⑦についても、4の除籍図書の処分に書かれていたのですが、再活用に移っております。

次に14ページの上の「なお、財務施設部が…」という部分ですが、それぞれの部署を追加で書かれています。財務施設部が、また3行目では総合情報センターが、それぞれこういうことを行ったというように、どこの部署がやったのかということを追加させています。

次に同じ14ページの下、除籍図書の処分についての大学側からの説明ですが、もともとは除籍図書の再活用に至らなかった要因が記載されておりましたが、こういうことで廃棄になったということに説明を変更されております。

最後に、17ページ、上から3行目、「…『売却』を定めており、大学名が入っているだけで」というところですが、「大学名が入っているだけで」の前に「プライバシー保護の観点から」という文章がありましたが、大学名が入っていることとプライバシー保護の観点というのは少し違いますので、「プライバシーの保護の観点から」という文章は削除されています。

以上です。

(加藤委員長)

ありがとうございました。

皆さん、今お手元にごございますものが最終バージョンという形でお考えください。どうも失礼を申し上げました。

それでは、どうしてこういう報告書案になったかということに関して、私から少し、私の見解を含めましてご説明申し上げます。最初に、私の名前で「はじめに」という形で書いております。これはやはり全体的に事柄をどう捉えるかということと、そういう視点から見た検証委員会の流れというものを考えて結論を述べました。

それから後は、「検証内容」という項目の始めに挙げています5項目に関しまして、大学側の説明と委員会の見解を述べるという形で整理をいたしました。検証といいましても、事実に関しては特に争うような点はなかっただろうと考えております。

そして、大学側からこちらの指摘は認めるといった発言とか、今後に向かう発言ということがございました。そういう形での検証になるので、委員会側の意見と大学側の意見という形でまとめさせていただきました。

それに続いて、本委員会設置の目標でもございます今後の改善についての意見、考え方、そして全体的なまとめという形で、結論まで至った次第でございます。これを仕上げるに当たって、先ほど議論もありましたように、やはり一番問題になるのは意思決定とその責任問題です。これに関しては、先ほど申し上げましたように、一委員会、あえて言えば一個人にその責任が集中するような形の視点を私は採りたくありませんし、またそうすべきでないのは自明だろうと考えております。

したがって、大学としての意思決定であったというよりも、図書館というものと大学との関係というものは最初の1行目に仰々しく書いてしまいましたけれども、ある面、大学イコール図書館ということはもう自明でございます。その観点から考えれば、当然今回の行為は大学全体として責任をおとりいただくのが妥当であろうと思います。その中で、個々の様々な不備、問題点を改めて改革されるのが一番であろうと思います。これは決して、言葉は悪いですがけれども、検証の手を緩めたということではございません。逆に大学全体、つまり大学の構成員全体は大学図書館をどう捉えるか、これをどう評価するか。自分も運営に関わっているという意識を持っていただきたいという思いでございます。それでこそ本来の意味の大学図書館になるだろうという思いがあって、このようなまとめ方になったという形でございます。

だから、この点に関しては、今回の焼却に至る過程の根拠規程、これはもうずっと問題になっておりますが、例えば、県議会での質疑応答においても、その点が特に問題視されたとは報告されておりませんし、この委員会には法律に関わる専門家がおいでにならないということもありますので、なお私はそれに加えて、大学の意思の裁量権みたいなものはあるだろうと考えております。そういう点から見れば、今回の焼却処分までに至る過程は広い意味でいう許容範囲には入っているだろうと思います。ただ、結果においては、判断の間違いはもう覆うべくもないので、この点に関しては猛省の上、今後早急に考え方を改めていただきたいと思います。そういう意味で本当に外に開かれている大学、これは県立大学が目指されている大学だろうと思いますが、いわゆる閉じた系ではなくて、開かれた大学としての責務を果たせるのではない

かという形で結んだ訳でございます。

予定の時間からすれば大幅に遅れておりますが、これから皆様の意見をお伺いして、検討に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、すみません。まず逸村先生からコメントをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(逸村委員)

はい。逸村裕です。

今、加藤委員長からご説明いただきました。一昨日お送りいただきまして、若干語句の訂正があったとはいえ、資料を拝見いたしました。最初の高らかな宣言は加藤委員長らしくてよいものだと感じました。加藤委員長のおっしゃるとおりで、今回の事態、様々な問題をはらんでいた訳です。その規程の問題、先ほど来議論がありましたが、バランスマネジメントの問題等についてもきちんと触れられていて、結構だと思います。

細かいことで1点だけ少し気になったのは、11ページの表1です。表1の中で、ナンバー7の11大学のところでアスタリスクが付いていて、これは説明が必要かと思います。すみません、すごく細かいことで、少し気になりました。

あと、こちらは報告書として、ウェブサイト等で公開されると思います。議論が沸き起こった高知新聞の反応を見ても、私の個人的な高知県在住の友人たちでも、話題になったので、非常に丁寧に出されると良いかと思います。

そういう意味では、これも些細なことなのですが、13ページの先ほど少し修正が入ったという下のほうにあるフローチャートは、もっとフォントのサイズを大きくされたほうが、よいのではないかと思います。

あとは、最後のところも丁寧にまとめていただいて、私としては気が付いた点はそのぐらいでございます。

(加藤委員長)

ありがとうございます。

では、岩井委員、すみません、お願いいたします。

(岩井委員)

はい。時間が限られておりますので、前回申し上げた検証の部分が弱かったのではないかと、いうことを自戒の念を込めまして、主にこの点を申し上げます。今後のことにつきましては、学内で図書館改革委員会というつながりができましたし、先ほど野嶋学長からご報告があったように、三澤委員、逸村委員、渡辺委員という外部的、全国的視点も入るということで、なお信頼が得られると確信をしておりますので、あえて今日はもう触れません。

私は、最も大事だと思うところは、14ページの「4 除籍図書の処分について」です。この検証のポイントの「他の図書館、県民、学生への譲渡や売却ではなく、焼却となったのはなぜか」というところだと強く感じています。先ほども申し上げたように、規則の運用が間違っ

ていた、そもそもその規則が間違っていたというのがありますし、一つここで盛り込みたいのは、複合的な要因が重なって焼却という行為に至ったということです。規則の曖昧さもそうですし、総合情報センター、図書館の管理運営体制の脆弱さ、全体のプランニングの甘さ、短期間に大量の図書を除却せざるを得なかったということ、悪く言うと拙速さですね、ここに突き進んでいってしまった。学内で、特に文化学部や総合情報センター運営委員会でも提案がなされていたにもかかわらず、それが受け流されてしまっていた。これは新聞シリーズでも指摘があったとおりにかと思えます。それと、同じ法人でありながら高知工科大学との連携の弱さ、間違った配慮の仕方ということですね。これらが相まって、焼却に至ったというのを言い切る必要があろうかと思っています。どこで盛り込むかという、「IV 今後の改善に向けて」でもいいですし、「V 検証のまとめ」でもいいかと思えます。これがないとご納得いただけないかなと強く感じています。

それと、14ページの「図書情報システム上の処分が終了すれば、廃棄となる」は、今回のケースだけを取り上げたものではないと思いますから、ここも廃棄となってしまっています。ここは廃棄、贈与、売却という選択肢が掲載されないとおかしい話になると思います。

それと、15ページの④の「以前焼却していたからそれを踏襲したのは、少し慎重さを欠いていたと思われる」とあるのですが、慎重さのあるなしではなくて、これは間違いと言い切りたいと思います。それを踏襲したのは間違いであったと。慎重さのあるなしではないと思います。

17ページの⑥もそうです。「古い慣習や思い込みにより、焼却を踏襲していたというのは慎重さに欠けていたと思われる」というのも、第1回検証委員会で野嶋学長から、私たちは間違っていましたというようなお言葉もありましたから、欠けていたというよりは間違っていたと、言い切る必要があると思います。

あとは（事前配布資料の）17ページ下です。「今後の改善に向けて」のところですね。「継続的な改善に繋がっていただきたい」という要望事項に終わっていますから、「繋げる必要がある」とか、この検証委員会の一つの意見として、ここも言い切る必要があると思います。

体裁や構成について申し上げてよろしいでしょうか。加藤委員長の「I はじめに」というところですが、「大学図書館は、大学のシンボルというべきもの」は個人的にも本当に嬉しいですし、私も公立の人間ですから、こういった言葉を励みに仕事をさせてもらっているところもありますので、ここは有り難い。ただ、構成として、この「はじめに」というのは「I」ではなくて、この「I」を取っていただいて、「I」に欲しいものがあるのです。何かというと、検証報告書ですから、この「I」に問題の概要を入れていただきたい。IIの設置の趣旨のところにも多少あるのですが、例えば、「38,000冊を再活用せずに焼却してしまった。それが本年8月の高知新聞で報道されて、多くの方々の批判を浴びる結果になった。それをもって検証委員会を設ける」というような説明をここでしてくださいませんでしょうか。

それと、この報告書は当然公表されますし、県内の市町村立図書館の蔵書にもなるかと思えますので、目次が欲しい。

あとは、見出しのところ「県立大学」になっているところもあれば、「大学側」というような表記の不統一や、単位の不統一というところもありますから、ここはなおチェックして、よ

り良いものにしていただきたいと思います。

とにかく、焼却となったのはなぜかというところについて、内容を盛り込む必要があるという事です。強く感じてます。以上です。

(加藤委員長)

分かりました。私の責任でできる範囲は全部私の判断で岩井委員の感覚をくみ取らせていただきます。ここですぐこう書き替えますとは申し上げられませんので、少しお時間いただきたいと思います。

それで、ただ、少し気になったのは、規程自体に焼却を最初に選択するような理由がないのではないかという点です。つまり、よく言う権威付けです。オーソライズされていないのではないかという点に関しては、私はそう考えていないと、申し上げたとおりでございます。全体として相互の関係等問題はありますけれども、一応トータルの行為としては許容範囲に入っているだろうと考えております。それでよろしいでしょうか。

岩井委員、いかがでしょう。岩井委員はそもそも規則に則ってないというお考えなのでしょうか。

(岩井委員)

則ってないとか、守ってないということではなくて、規則そのものが間違っていて、それを間違った運用の仕方をしてしまったということです。例えば、図書管理細則の第16条第1項です。「図書管理責任者は、除却図書をすみやかに処分する」とあるのですが、これは、除却というご説明の定義を当てはめると、ないものを処分となる訳です。佐々木委員からもご指摘があったかと思います。こういったこと、そもそも規則の制定が甘かったのではないかということです。

(加藤委員長)

分かりました。規則に関しては法律的なところもございまして、専門的には確たるお返事はしかねます。

なお、調べてみまして、規則自体に効力があるかないかに関しては、またきちんとしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、川田委員お願いします。

(川田委員)

川田です。

この短い時間の中にこのような報告書を作っていただき、本当にありがとうございます。自分もこれを少し拝見したのですが、自分は特に意見というのは余りないのですが、これを見る県民の皆様や学生みんなが分かりやすいというか、なぜこういうことが起こったのかという、そういうもやもやが晴れるような、そういうものになったらいいなと思います。やはり曖昧な表記は避けなければならないというのは、一つ思うところでありますので、そういう

ところがないように、もっと文章の表記等を考えていただければと自分は感じるころです。

以上です。

(加藤委員長)

ありがとうございました。

それでは、すみません。本来、順番でいうと佐々木委員ですが、三澤委員はお時間があるので、先によろしく願いいたします。佐々木委員、申し訳ありません。

(三澤委員)

三澤でございます。

加藤先生、本当に立派な報告書案を作ってくださいまして、誠にありがとうございました。私も頂戴して、ざっと目にしたところですが、これまで3回の委員会で議論されてきた検証論点、先ほどの規則の整備のことも含めてですけれども、細かいところは少し除いて、全体的には網羅されておられますし、大学の説明、それから関連データも踏まえつつ、各論点についての課題の指摘も集約していただいています。また、今後に向けた改善方法も示され、提言された報告書になっていますので、私も基本的にはこの形式で良いのではないかと考えております。

少し外形的なところで申しますと、先ほど岩井委員からご指摘があったように、私もこれにさらにプラスして資料等が付いていくと、結構なボリュームになるので、目次を付けていただいたほうが良いということが、まず1点です。

それから、これも岩井委員と同じですが、私も、最初の「はじめに」というのは委員長からの熱いメッセージとして、問題の背景みたいなもの、概略ですね、それは確かにあったほうがそれを受けてこの検証委員会の目的とかその中身、議事の経過とか、そのリストがあったら、読むほうからすると、何があって、そのためにこれが生まれたのだということがより分かりやすくなるのではないかと思います。

それからあと、検証内容のところは、1から5までそれぞれの論点が述べられているのですが、IVの「今後の改善に向けて」は、少しボリュームが全体として少なめです。17ページのところです。大きな項目なので、もし可能ならば、1ページ分くらい付けて、あと半ページぐらいですか、付けていただくとよいと思います。箇条書きされているのですけれども、少しその辺を膨らませていただける可能性があるとしたら、箇条書きを少し文章化すればいいかなというイメージを持ちました。あるいは、これをこのままの形にするならば、次の「検証のまとめ」と一緒にして、独立した章として「検証のまとめと今後の改善に向けて」とか、そういうのも一つの形かなと思います。それから、「はじめに」があるのだったら、「終わりに」というのがあってもいいのかなと、そういうふう感じた次第です。これは本当に外形的なことに過ぎないので、余り本質的ではないのですけれども、少し県民の皆様に見ていただくということになると、そういう流れのほうが見やすいかなと思いました。

私の印象としては、最後の19ページのところです。最後に書いていただいておりますよう

に、県立大学としての今後の方針のところで、「大学の見識と良心に基づくポリシーの作成等を通じて、県民の皆様が大学図書館の機能、役割を説明するとともに、今回の事案を十分ご理解いただく努力が不可欠である」と。これは非常に大事なところなので、これをしっかりと書いていただいたというのは本当に良かったと思っております。

気が付いたところとしては以上です。

(加藤委員長)

ありがとうございました。

それでは佐々木委員、改めてお願いいたします。

(佐々木委員)

私もこのような起案をしていただきまして、お礼申し上げます。

まず、最初のページです。この中ほどの「全体としては、学内規程に則った」という箇所については、大変申し訳ないですが、私の判断と異なると考えております。特に、大事な除籍の基準というものが規程、細則にありながら、それに照らした判断がされてないという点ですね。知事も「ルールづくりが非常に重要」とおっしゃっていた訳ですが、このルールによって、いろいろな独断がなくなり、適切な結果につながったということがあり得ますので、このルールが非常に大切であると思います。それで、がちがちにしない方法としては、例えば曖昧になりますけれども、「原則として」を多少使いながら入れれば、弾力的に運用できるのではないかと思います。

それから、3ページのⅢの「検証内容」です。1の「除籍について」から5の「意思決定について」ということですが、この除籍について検討する非常に大事なところです。私が前回に「これは適切でしょうか」ということを投げ掛けさせていただきましたが、この細則の第8条に「受入」という項目がありまして、その箇所に関して「不備はないか」ということをお話しさせていただきました。つまり、この「除籍」というところを見る前にその受入段階が適切でなければ、不要な本が入ってきたり、その逆になったりとかいうことで、この図書館のキャパシティの問題とも関係してくるのです。これは、1年だけでしたら、それほどのことはないと思うのですけれども、これが10年とか経ってきますと、本来は「受入」の対象にならないものが入口段階で回ってくるということです。現在のこの第8条は誤っていると、この前申し上げさせていただきました。そういうことが除籍検討の前段階として大事ではないかと思います。

それから、4ページの下「なお、除籍した書籍の中でも、『萬葉集古義』や『折口信夫全集』などは、版違いや出版社違いなど、現在でも永国寺図書館に所蔵されているが、これら書籍が一律になくなったというような誤解が一部に生じている状況にある」という箇所です。この版違いの捉え方なんですけど、例えばこの『萬葉集古義』ですけれども、このような古い書籍であって、非常にボリュームの多い、しかも、当時の研究の方法と申しますか、いろいろな手だてが少ない中で著されたものです。これに関しては、後からいろいろな研究をしている中で、これは別のいろいろな資料を見て、少し解釈の仕方が違っていたから変更したいとか、その後の研究したものをそれに付け加えるとかいうことがこの当時については起こりがちであって、

それでこの版が違うということは、非常に大きい違いが他の研究者からも感じられる可能性が高いものであると私は感じております。したがって、ここについても、今少し吟味が必要ではないかと思えます。それと、この版違いとかの扱い方というのはどのようになっていたかという、そもそものこともあります。

すみません。それと9ページの「検証委員会の見解」の②です。「他大学に比べると、むしろ丁寧に検討し」という箇所ですが、確かに何年間も掛けて慎重に扱われた、検討されたということは分かりますけれども、丁寧かどうかは非常に微妙ではないかと思えます。

それから、16ページの「検証委員会の見解」の②です。この「継続審議が行われておらず」というところですが、これがどういう理由でということまで掘り下げた形であってほしいと思いました。これは、他の箇所もそうですが、問題の軽い重いという事柄をこの報告書の中に、なかなか難しいとは思いますが、いろいろな問題点があったのだけれども、この事柄というのは非常に重大な判断の誤りであった」というようにしていただきたい。例えば3段階ぐらいですね。こういったこともあったけれども、比較的これは軽微なことであったとか、改善をするに当たってより重点的にやらないといけないかどうか、あるいはより早くやらないといけないかがお分かりになるのではないかと思いました。

それから、幾つかあるのですが、「今後の改善に向けて」のところでは、17ページの上から3項目目に「計画的な除籍とスペースの有効活用」とあります。このところで、この除籍の検討が長年できていなかったということですが、蔵書点検は毎年行われているというようなことでした。私の理解では、この蔵書点検というのは数量のチェックだけではなくて、評価ですね。つまり「インベントリー」(INVENTORY)ということで、棚卸のようなものでしょうか。数量がきちんとしているかどうかを確認すると同時に、もう古くなっているものがないかどうか、商品でしたら倉庫に行って、時代遅れになっているものがないかどうかとか、それと同じです。固定資産としての図書ですから、考え方としてはそういうことではないかと思えます。ですから、なかなか作業として同時にはできないとしても、そういう観点をもってこの蔵書点検を「インベントリー」という意識を持ちながらやっていただくのが今後よろしいのではないかと思えます。

それから、再活用にいたしましても、私から少し提案させていただいたのが海外への活用です。これも、私は、送料を負担しなくてもよいものを探して提案している訳ですので、いろいろな点でいろいろな方法を選択あるいは検討していただきたいと思えます。

したがって、非常に立派な報告書の案をお作りいただいていますけれども、部分的には申し訳ないですが、この報告書に自分の意見のようなものを付け加えさせていただく形でお許しいただきたいと思えます。

以上です。

(加藤委員長)

佐々木委員のお話はよく分かるのですが、例えば、個々の書籍の価値等に関しては、これはもう最初に申しましたように、大学全体の図書をどうするかというコレクションの管理の仕方に関わるところでございますので、個々の書籍の評価に関しては、図書館、大学での評

価を良しとするしかないと思います。ただ、そのために明確な基準が要するというのがあります。

はい、逸村委員お願いします。

(逸村委員)

はい。先ほど、資料の廃棄の中で『萬葉集古義』と『折口信夫全集』が具体的に挙がっておりました。これに関してはどこかでお話があったみたいですが、鹿持雅澄の『萬葉集古義』。確かに文学の世界においては版次というのは重要なのですが、この『萬葉集古義』に関しては、最初は確か明治24年だったかと思えますけれども、何度も出ております。今回破棄されたものは、確か昭和3年版だったかと思うんですが、非常に一般的で、昭和に至っても戦前5、6回版が出ておまして、最近にも昭和57年に出ています。そういう意味で、全国の大学図書館にも同じようなものが沢山あるので、やはりこれは多分、傷みも激しいものを処分されたのだと想像いたしますが、それは妥当なところかなと思います。

多分「折口信夫全集」も、これは皆さんご承知のとおり、もう大変版を重ねておりますので、同じような理由ではないかということ専門的な見地から述べておきます。

(加藤委員長)

他によろしいでしょうか。

(佐々木委員)

はい。私も前にも申し上げましたように、1周遅れというようなことで大変申し訳ないのですけれども、この議論に加えさせていただいております。そうしたことの中で、蔵書の構成方針であるとかといったものについても、自分の考えを少し述べさせていただくような形で、A4、1枚ぐらいでまとめさせていただきたいと思っております。

(加藤委員長)

いろいろご要望があるのは重々承知しておりますけれども、あらゆる項目にあらゆる意見の分布を載せることはできませんので、これは私の判断で全体の方向性といいますか、皆さんの間に、図書館の有効利用、図書の有効活用を図る、そのための手順に対する考え方、それから規程とかの物事の考え方に対して若干の相違があるのは、これは認めざるを得ません。ただ、報告書に余り「注」を持ち込んだりするのは、私としては好ましくないと考えますので、それは最初に私が述べましたような基準でまとめさせていただいたということでございますから、少し戻れば岩井委員からお指摘があったとおり、もっと言い切るべきだというのは確かにそのとおりで、私も極めて逡巡した次第でございますけれども、その全体の流れとして、そこまで言い切っているものかということをもう一度考えさせていただきたいと思っております。

それから、規程に戻りますけれども、規程自体の根拠に対しての正当性その他に関しては、この委員会には法律の専門家が入っておられませんし、到底私の力の及ぶ範囲ではございません。それに関して、その規則自体が認められないとか、それによって今回の行為がもう正当性を失うということはどう考えてもできないだろうと思えますし、そうであればもっと別のとこ

ろからそもそもの規程の検討が必要だろうと思います。確かめられる範囲では、例えば法人のそういう専門の部署があろうかと思いますが、そういうところでの確認ぐらいまででしたらできるとは思いますけれども、実際の図書館というものは活動を続けなければいけません。そのときの根拠を根こそぎ奪うような、そういうことはあってしかるべきではないし、それから、それは前々から申し上げていますし、佐々木委員もご指摘になったと思いますが、規則、法律というものは行間を読んでこそ意味があるとおっしゃったはずで^{補注}。

ですから、本来の提案の趣旨を酌み間違えたのではないかという点、そこは認めます。そういう範囲で議論すべきだろうと考える、その結果をこういう文章にさせていただいたということとご了解いただきたいと思います。

よろしいでしょうか、それで。お願いいたします。

(三澤委員)

少しそれに関連して。今回、佐々木委員から追加の意見というのをを出していただきました。それに対する答え、これは大学から一つずつ丁寧にさせていただいたので、それを拝見しまして、その事柄とこの報告書案は、最大公約数的な目指しているところは違ってないと、私個人はそう思っています。そういう意味からすると、この委員会の報告書としては、最大公約数のところをきちんと押さえていただいていると感じておりますので、基本的にはこの加藤委員長の報告書案をベースに、少し細部等で草案のところを修正していただく形で私もいいと思っております。

以上です。

(加藤委員長)

ありがとうございます。確かにご指摘いただいた構成に関しては、私もどうしようかと迷っているところがございますので、その辺りはまた検討させていただきたいと思います。

渡辺委員、お願いいたします。

(渡辺委員)

はい。最初に、こういった報告書をまとめていただき、本当にありがとうございます。

最後の18ページ、19ページの「検証のまとめ」のところです。ここで見ると、課題は、18ページの下にあります「除却後の図書の再活用」のこと、それと19ページの上の「高知工科大学への移管や学外への譲渡、売却などの…提案の可否などについて意思決定が明確に行われていなかった点も問題」ということ、3点目がその下のほうにあります「図書の除籍後の処分方法について、具体的な規程を設け…改善を図る必要がある」ということ、大きくこの三つなのかなと思います。

それで考えたとき、その最後にあります「除籍した図書の処分方法や再活用に向けて取組みが不十分であったことを大学として猛省」という言葉になっていまして、それを受けて最終的に、「県立大学としては、大学の見識と良心に基づくポリシーの作成等を通じて…」ということになっています。これらも網羅した形にはなっていると思うのですが、2点目の「提案

^{補注} 佐々木委員から、「自らの発言をすべて精査した結果、『規則、法律というものは行間を読んでこそ意味がある』との指摘、発言はしておらず、自らの考え方も異なるものである。」との申し出がありました。

採択の可否などについて意思決定が明確に行われていなかった点」というのが、その会議のマネジメントのことですか、運営意思決定の在り方の点になるかと思うのですが、その部分についてもこの最後のところで、もう少し触れていただいてもいいのかなと思いました。

以上です。

(加藤委員長)

はい、ありがとうございました。漏れなく全てを見たつもりではございましたし、読み直してみても、表面上議論がかみ合っていないように見えても、思いは一緒であるのかというところは一つにまとめさせていただいたというのが本当のところでございます。佐々木委員のご指摘は、全体をお読みいただくと、全て何らかの形で反映されていると思います。大学側からご返答いただきました内容も、なるべくここで反映されるように書いたつもりではございます。そのことをご了解いただければと考えております。

その他、ご指摘がまだあるようでしたら承っておきますが、いかがでしょうか。

では岩井委員。

(岩井委員)

先ほど三澤委員がおっしゃっていた最後のところですね。報告書の最後の「県立大学としては…」のところですけども、一つ引っ掛かったのは、今回の事案を理解していただくという努力の箇所です。今回の事案というのは、もう学内外とも間違っていた結果と捉えていますから、「理解していただく努力」、この表現でいいのかどうかと思います。他の委員のご意見も頂戴したいと思います。

要は正当化する訳ではない、ということは、今回の事案を「十分にご理解いただく努力が不可欠である」という終わり方は良くないと感じています。

(三澤委員)

今回の事案を受けての改革、その改革というのは、やはり必要だと確かにそう思います。

(加藤委員長)

これに関しては、書き方の問題ですが、簡単に言いますと、大学が最初から、例えば悪意を持って最終処分まで行ったというような理解をされているのではないかと思います。確かにここで議論がありましたように、十全とはいかない、パーフェクトなものではないけれども、それなりの規程、根拠に基づいて担当者それから大学全体が努力した結果が、思わぬ衝撃を学外の方に与えたということです。なぜそういう結果になったかという、そこに関する理解を求める努力が要るだろうと思いました。これは要するに、広報活動が不足していたということの裏返しで書いたつもりでございます。

ですから、言い訳をしようとか弁明をしようという訳では別にございません。それが認められるのであれば、私の文章力のなさという形で受けていただき、そうすると、例えば、今回の事案を活かした、例えば、今後の改革計画等については広報に努め、十分理解をしていただく

ように努めるべきであるというぐらいの形になるかと思いますが、またその辺は少し文面を考えさせていただきたいと思います。

(岩井委員)

報告書であると同時に、少しでも一歩でも前向きに終わる形が大事だと思いますから、ここでは当然努力が必要なのですけれども、大学の信頼回復と図書館改革につなげていく努力が不可欠であるとか、そういう近い未来、この先のことを踏まえると捉え方も違うのではないかと思います。

(加藤委員長)

ありがとうございます。

そもそものこの検証委員会の設置のときに、過去の事例、出来事を現在の基準で検討するという非常に難しい観点からの議論になるだろうと申し上げました。その際、やはり目指すべきは、それを今後活かすという方向であり、またその設置目的も今後の改革に資するものであるべきだという観点がございまして、今の岩井委員のご指摘を十分考慮いたしまして、少し文面を考えさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、本日いただきましたご意見を参考にして、多岐にわたってもう一度冷静に文面等を判断いたしまして、早急に原案の改訂を私も皆様にお送りして、全体のご了解を得たいと思います。ただ、最終的に残る見解の相違がどうしてもございまして。全く対立するというものは、私の理解ではございませんでしたので、そこに関しては私の委員長の判断で今回記載がないということもご了解いただきたいと思います。というのは、詳細な議事録が全て公開されますので、そこを見ていただければ、反論に関して、異論に関してどんなことが行われているかということが、公に証拠もきちんと残りますので、それを見ていただくという形にして、報告書はなるべくすっきりしたものにまとめたいと考えているということでございまして。これもご了解いただきたいと思います。それに関しましては、これからはますますいろいろな意見が出てくるかと思っております。

私がこの頃考えておりますのは、検証委員会の委員長として本当に検証委員会ありきの委員会であったのかという、そういう自己撞着的といいますか、自分自身に振り返ってくるようなことで、そういう反省をしきりにしております。その辺りも含めまして、もう少し文面を調整したいと思っておりますので、なるべく早く原案をお送りしたいと思っております。またよろしく願い申し上げます。

また、この会議の後に、お気づきになった、例えば、特に用語とか語句の不統一、これはどうしても書く時期が長期にわたりますとなかなか難しゅうございまして、おかしいところ等ございましたら、またご連絡いただければと思います。

それから、これはどうも慣例のようございましてけれども、完成した報告書は何か記者会見を開いて、大学側に正式にお渡しすることになるようですので、この場でご報告させていただきます。

こういう委員が集まった委員会としてはこれが最後になるかと思っておりますけれども、本当に

皆様ご協力ありがとうございました。今日いただきました意見を含めまして、最終用のバージョンをできる限り早くまとめて、今後の県立大学の改革に資する報告書をまとめたいと思いますので、今しばらくご協力をお願いいたします。どうもありがとうございました。

その他はございませんので、大学側にお返しをいたします。

3 閉会

(司会)

どうもありがとうございました。それでは、閉会に当たりまして学長の野嶋よりご挨拶申し上げます。

(野嶋学長)

まずは、本検証委員会の検証に関して、皆様方、一方ならぬコミットメントをいただきまして本当に大変な労力、時間、エネルギーを注いでくださいましたこと、心より感謝申し上げます。

このような会議で2か月、そして4回に及ぶ検証委員会を全員参加してくださる委員会というのは本当に少ないと思っております。そういう面でも、皆様方のこの問題に関する真摯な姿勢、そして問題を顕在化させ、そしてそれを提案にまとめていく、洗練化していくという姿勢に私ども教員一同、学ばせていただいた次第でございます。特に、加藤委員長には本当にありがとうございました。委員の皆様方の意見を取りまとめ、そして私達の意見にも耳を傾けてくださったことを心より感謝申し上げたいと思います。

図書館運営に関しましては、この激動する情報社会の中で、その社会の動き、図書館情報、図書、学術情報の動向を踏まえて、このネットワークの中でしか図書館は生きていけないということをまざまざと感じさせていただいたこの検証委員会で行われました。その中で、私たちは大学図書館としての使命を果たすという原点に立ち返っていきたくて痛感しているところで

す。再活用につきましては、再活用をすることによって、焼却する本が少なくなるということでございますので、県民の皆様方にご協力をいただいて最大限再活用をしていきたいと思っております。そのときには、また高知のネットワークを活用させていただければと思います。

検証委員会からご指摘を受けましたように、図書館運営に関する意思決定は幾つか問題がございました。ご指摘いただきましたように、規程、そして細則、そして更にそれを踏まえてガイドラインに下ろしていき、きちんとした確かな意思決定ができるようにしていきたいと思っております。

また、最も重要なことといたしましては、県民大学として、県民の皆様方の失望と怒りを真摯に受け止めること、そしてそれを受け止めた後、信頼回復に努めてまいりたいと思っております。県民の皆様方からご支援いただいている大学である、高知県立大学の図書館であるということを強く意識をして、県民の皆様方との連携を強化し、信頼回復に向けて努めていく所存でございます。

この度のことを反省し、反省の上に反省を重ねた上で、本学として、知の拠点として、書籍

に対する姿勢、書籍に対峙する姿勢を見直し、一つ一つの図書、書籍の行く末までも見据えていくことが必要だと痛感した次第でございます。県民の皆様のご信頼を再獲得できるように活動を展開していきたいと思っております。まずは、再活用をするように、最大限の書籍が再活用できるように努力をしていきたいと思っておりますし、また重複した本、あるいは重複していなくても版違いなど、沢山の本がまだ本学にございますので、そのようなことも県民の皆様にお知らせをして、本学の図書館を積極的に利用していただければと思っております。

また、書籍を通して次世代の方たちに本の重要性、意味などを共有していければと思っております。委員の皆様方は、本日終わった後もまだ報告書の完成に向けて、まだお骨折りをいただくことになると思っておりますが、本当に恐縮ですけれども、よろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

(司会)

続きまして、高知県公立大学法人理事長、中澤よりご挨拶申し上げます。

(中澤理事長)

委員の皆様、大変お忙しい方々ばかりで、また遠くから余り時間のない中で、世間を大変騒がせた件に関しまして、委員をお引き受けいただき、議論をいただきまして本当にありがとうございました。それから、委員の皆様もそれぞれ視座が、それぞれの方々によって違いがあるかと思っておりますけれども、加藤委員長、本当にご苦勞様でございます。もう一つ最後の仕上げでございますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

今回の件は、私も4回全部参加させていただきましたけれども、何かの意図を持って何かをした間違いではなくて、意思を持たずにやるべきことをしなかった問題だと捉まえています。これは教職員の意識の問題、あるいは組織文化の問題につながってくると思っております。

ですから、組織全体に通ずる同じ根っこのようなものがございまして、今回は図書の問題で起こりましたけれども、同じ根っこならば、図書以外のところでも起こる可能性はあろうかというように思っております。ですから、私ども組織を経営する者としてしましては、今回の図書の問題を、少し大げさですけれども、「頂門の一針」としまして、組織運営に努めていかなければならないと考えております。

組織運営を努めて、改善をしていくときに同じ根っこなのですが、腐った根っこを見付けるのではなく、その根っこに水と栄養を与えるような改革の仕方をぜひ採っていきたく思っています。また、いろいろな場所でご指導をいただければと思っております。どうも本当にありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第4回高知県立大学等永国寺図書館蔵書除却検証委員会を終了いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、誠にありがとうございました。